



監査報告書

平成27年6月9日

公立大学法人長岡造形大学
理事長 水流 潤太郎 様

公立大学法人長岡造形大学

監事 高橋 啓 

監事 長津 和彦 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第1期事業年度における業務を監査いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私ども監事は、理事会その他重要な会議に出席するとともに、法人の重要な意思決定及び役員職務の執行状況を聴取し、必要に応じて重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受けました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の内容について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務の運営の状況を適正に表示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を適正に表示していると認めます。
- (5) 理事長、副理事長及び理事の職務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。また、理事長又は副理事長と法人間の利益相反取引は認められません。

以上